

山梨県立博物館内喫茶・飲食施設入居希望者募集要項

1 入居施設の概要

(1) 所在地

笛吹市御坂町成田1501-1 県立博物館内

(2) 喫茶・飲食施設部分の概要

総面積	91.872m ²	(屋外スペースを除く)	
・客席スペース	56.96 m ²	テーブル席	51.84 m ² (32席)
		トイレ・洗面所	5.12 m ²
・厨房諸室	34.912m ²	厨房	15.404m ²
		カウンター内部	9.5 m ²
		倉庫	2.03 m ²
		通路等	7.978m ²
・屋外スペース	40.0 m ²	～休憩スペース	40.0 m ² (28席)
		(共有スペース)	

2 開店予定時期

平成24年4月1日

3 喫茶・飲食施設の性格

- (1) 博物館見学後や学習の合間に、豊かな気持ちで歴史や文化を語り合える施設
- (2) 体験広場・研修会等の利用者や、入館者以外の方も憩いの場として利用できる施設
- (3) 子供から高齢者まで、幅広い年齢層に対応できる施設

4 応募資格

山梨県立博物館内の喫茶・飲食施設経營業務を行うにふさわしく、次の全ての項目を満たすものとする。

(1) 次のいずれにも該当しないもの

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- ② 山梨県から指名停止措置を受けているもの
- ③ 県税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律225号)等による手続きを行っているもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

- (2) 山梨県立博物館内の喫茶・飲食施設の性格を十分理解し、積極的に協力できるものであること。
- (3) 法人であること。
- (4) 県内での喫茶・飲食施設等飲食業の営業経験年数を3年以上有するものであること。
- (5) 営業又は従事に際し、資格又は免許等を必要とするものについては、資格免許等を有する者を従事させるものであること。
- (6) 過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分等の措置を受けたことがないこと。
- (7) 申込者が直営するものであること。

5 入居の形態

当該喫茶・飲食施設提供スペース部分の使用のうち、厨房に係る箇所は地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用の許可とする。

6 入居条件

(1) 営業日及び営業時間

ア 営業日は博物館の開館日を原則とする。

イ 営業時間は午前10時から午後5時までを原則とする。

(2) 入居期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、1年ごとに申請するものとする。

(3) 従業員

ア 入居者は、従業員の教育や適正配置に努めなければならない。

イ 入居者は、従業員（パートを含む）の氏名、年齢、住所、連絡先を記載した名簿を提出しなければならない。

ウ 入居者は、常勤の従業員の内から現場責任者を定め、報告しなければならない。

(4) 安全・衛生

ア 入居者は、喫茶・飲食施設業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従わなければならない。

イ 喫茶・飲食施設営業より生ずる廃棄物については、入居者の責任において処理しなければならない。

(5) メニュー・価格

喫茶・飲食施設の性格に基づき、利用者に考慮した低廉なメニュー・価格を設定するものとする。

(6) 屋外スペース

休憩スペース（共有スペース）については、施設の性格に基づき、当該喫茶・飲食施設の利用者以外にも開放するものとする。

(7) 苦情処理

入居者は、利用客からの苦情等については、誠意をもって対応すること。
また、その内容及び対応状況を遅滞なく県に報告するものとする。

(8) 経営の終了

ア 入居者は、喫茶・飲食施設の経営を終了しようとするときは、原則として6ヶ月前に、県に対して文書で申し出るものとする。

イ 入居者は、喫茶・飲食施設の経営を終了するときは、入居者自らの責任と負担により現状に回復しなければならない。

(9) その他

ア 県が行う管理運営上の指示に従うこと。

イ その他必要事項は、予め県と協議すること。

7 経費等の負担

(1) 施設の使用にあたっては、行政財産使用料条例（昭和39年3月31日条例第15号）により厨房部分に係る行政財産使用料を徴収する。

(2) 営業に係る必要経費は、入居者の負担とする。

ア 電気・水道・下水道・電話料等

イ 営業により生ずる廃棄物の処理・処分費、清掃業務費、グリストラップ清掃費等

ウ 入居者の責に係る修繕費

エ その他必要経費

(3) 山梨県が準備する基本設備は次のとおりとする。

ア 椅子、カウンター、テーブル

イ 厨房機器（別紙のとおり）

※博物館の性格上、防火対策としてガス調理器を使用しないため、備え付けの調理器は電磁調理器である。

ウ 窓にはカーテン付き

エ 空調設備は冷暖房が可能

(4) 上記（3）以外は、全て入居者の負担により準備するものとする。

8 募集

(1) 募集の公表 平成24年1月6日（金）

(2) 募集説明会の開催 平成24年1月18日（水）午後2時から
山梨県立博物館 生涯学習室

(3) 応募期間

ア 平成24年1月19日（木）～2月2日（木）

イ 受付時間は午前10時から午後4時までとする。（火曜日及び1月25日、26日は除く）

(4) 応募先

山梨県立博物館へ下記の書類を持参して申し込むものとする。

(5) 提出書類

ア 会社概要等

・会社案内、定款、法人登記簿謄本、貸借対照表・損益計算書（過去3年間）

イ 喫茶・飲食施設企画書

・喫茶・飲食施設運営の基本コンセプト

- ・利用者サービスの内容
- ・繁忙時対応（設備・要員・季節性・時間帯）
- ・収支見通し（予想損益）
- ・広報・PR活動
- ・ミュージアム喫茶・飲食施設にふさわしいメニューのコンセプト
- ・新たな商品開発及び特徴的な食材
- ・メニューリスト及びメニューのプライスゾーン
- ・その他
（食材調達及び搬入方法・清掃及び廃棄物の搬出・備品什器の内容及び費用・衛生対策・喫茶・飲食施設名称・その他）
- ・連絡責任者

ウ 提出部数

- ・企画書はA4サイズで10部提出すること。

(6) その他

- ア 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- イ 応募者からの提出書類等は、返却しないものとする。

9 企画説明会及び選考委員会 平成24年2月9日（木）

山梨県は応募者を集めて企画説明会及び選考委員会を開催することとし、応募者は指定日時及び指定場所において、企画の内容を直接選考委員に説明するものとする。

10 選考結果

- (1) 選考結果は、応募者に対し、平成24年2月15日（水）までに通知する。
- (2) 原則として応募状況、選考結果等の概要について公表する。
- (3) 審査の結果、ふさわしい応募提案がないときは、該当者なしとする場合がある。

11 問い合わせ先

山梨県立博物館 総務課

所在地 笛吹市御坂町成田1501-1

TEL 055-261-2631 FAX 055-261-2632

e-mail:kenhaku@pref.yamanashi.lg.jp

